

御冬考書

今日ハ 進歩党ヲ中堅ト為スルニ付 他 將來ハ進歩党

自由党 藩閥党 則テ今ノ一ヲ打テ一丸ト為シ

其内ヨリ 護主義 感情相七近キ人物ヲ採

取テ ^{新ニ} 大政党ヲ組織スルヲ以テ 對議會 策

ノ方針ト為スヘキ

此方針ヲ実行スルカ為メニハ 初ヨリ 政府ノ門戸ヲ廣

開シ 人材登用ノ名義ヲ以テ ^諸 党各派ノ有

カ者ヲ收攬スルヲ要ス

自由党ヲ打破セス之ヲ今日ノ終ニ存セシムルハ ^{他日} 必ス

多数ヲ制シ 國家及ヒ我カ政友ノ大害ヲ為スニ至

ルベシ 幾タビ 解散シテモ 自由党ハ決シテ 其議

員ヲ減劣スルモノニ非ス

新内閣ト進歩党ノ關係

新ニ 大政党ヲ組織スルマデハ 進歩党ヲ以テ ^{内閣}

政府党ノ中堅ト為サル可ラス 而シテ 進歩党ヲ用

ント 欲セハ 之ヲシテ 其名 異言ヲ汚カサスレテ 政府ヲ



賛成シ得ルノ位地ニ立タレノサル可ラス該党が幕
九議令ニ於テ主張シタル事柄ハ九ノ左ノ如シ

甲 總豫算ニ對スル分

一 豫算全部ニ通シテ行政費一割ヲ減スル

是ハ決シテ為シ得可ラサルノ業ニ非ス特ニ人民
ニ向テ新稅ヲ課スルニ方テハ之ヲ為サレハ名義
不相立ト存ル

二 陸軍擴張費中師團増加ニ要スル經費ヲ半

減スル

是ハ進歩全部ノ意見ニ非ス故ニ擴張年限ヲ
延長スルヲ得ハ全党満足スヘシ
好シ此方ハ前政府ノ意見通リニテ實行スルモ
下ニ記スル甚臺灣守備兵ヲ内地ヨリ分遣スル
トトセハ進歩党ハ大抵纏マルベシ

三 海軍擴張年限ヲ短縮スル

乙 追加豫算ニ對スル分

一 拓植務省新設ノ經費ヲ削除スル

二 阿片嚴禁ノ趣意ヲ以テ甚臺灣民政費中ノ

製藥費ヲ削除スル

三 臺灣守備兵ハ内地ノ兵備ヲ割テ之ヲ分遣ス

ルノ精神ヲ以テ其補充費ヲ削減スル

四 朝鮮ノ守備隊ハ之ヲ減少セス現在ノ兵數

ヲ維持スルノ精神ヲ以テ其経費ヲ増加スル

此他進歩党カ天下ニ向テ言ヒ責メテ有スルハ三大自由甚

郡長公舉其他ノ權利問題ナリ而シテ右ニ舉タル

七種ノ問題ハ其大小ニ別セス特ニ進歩党ノ唱道シ

タルモノナレハ日談党ヲシテ其名節ヲ全フセシメント

欲セハ其大部分ヲ実行セザル可ラス之

進歩党ノ人物ハ概畧左ノ如クニシ

(一流) 鳩山和夫 田口卯吉 大東義徹 柴田四郎

武富時敏 長谷場純孝 大養毅 中野武宮

阿部興人 高田早苗 菊池九、中 島田三、中

中村弥六 志賀重昂 市島謙吉 田村政

大津淳一 江藤新作 金尾紋蔵 折田兼至 大竹貫一

竹内正志 波多野信三 内藤久寛 石原半左門

武市彰一 楠本正隆 鈴木重遠 工藤行幹 室孝次

田中正造 肥塚龍 箕浦勝人 島田孝之

首藤隆三 鹿島秀磨

(勲閥家)

○思切テ老朽者ヲ排斥シ新人物ヲ採用スルハ新
内閣ニ取テ必要ノ事ト存ル

○世俗ノ耳目ヲ驚破スヘキ處置ヲ施スモ亦必要
ノ儀ト存ル官制改革ノ如キハ事實ニ於テハ利
害極テ大ナケレド尚ホ世俗ノ耳目ヲ一新スルノ一法
タルヲ失ハス此儀ニテ政務次官ヲ置キヨリハ寧ロ次官
是事官等ヲ廢シテ各省ニ二三名ノ參議ヲ置ク方
術ルヘキ半此細ナル變化ニ過ギサレド大臣アリ參議
アルハ古ノ制ナリ

○經費節減ノ役ニ立サレド司法省ノ如キハ此際断然
廢シタク存ル國家ノ生存發達ニ害ナキ所ニ於テ予
ヒドキ改革ヲ施スハ事ノ大小ニ拘ハラズ世俗ノ耳目
ヲ一新スルノ手段ト存セラレト

○内閣組織ニ關スル新内閣ノ意見ハ宣言ヨリ演説ヨリ
參議最モ可也ト存ル連署シテ參議ヲ奉リ敕許
ヲ得テ官報ニ掲ケルハ陛下モ正式ノ証人ト相成
リ可申ル